

第一六四回

参第五号

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

「 栃木県 四人
群馬県 四人 」

を

「 栃木県 二人
群馬県 二人 」

に、

「 千葉県 四人
東京都 八人 」

を

「 千葉県 六人
東京都 十人 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

理 由

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。